報告　医１

全員協議会資料
平成３１年（2019）３月２０日
総合医療センター

総合医療センターにおける在宅医療の取組について

出雲市立総合医療センターでは、平成 28 年 12 月に策定した「出雲市立総合医療センター新改革プラン」において、在宅医療の推進を運営方針に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて病床機能転換（急性期病棟⇒地域包括ケア病棟）を行うなど、地域医療における当センターの果たすべき役割として在宅医療に関連する取組を進めています。

今後の在宅医療（訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション）の取組について報告いたします。

１．在宅医療を取り巻く状況

⑴ 在宅医療の推進（医療介護総合確保推進法）

- 地域包括ケアシステムによる在宅療養の支援
- 在宅医療に係る医療体制の充実・強化

⑵ 在宅医療の供給体制、需要の状況

- 開業医が中心となって在宅医療を担っている現状
  ※保険医療機関と患家との距離は半径 16 ㎞以内に限定〔診療報酬算定要件〕
- 高齢化が進み在宅医療対象者は今後も増加する見込み
- 在宅医療を担う開業医が高齢化等により減少し、在宅医療の供給量が今後不足する見込み

２．総合医療センターにおけるこれまでの在宅医療の取組

平成 28 年 12 月　新改革プラン策定　　運営方針に「在宅医療の推進」を新たに追加
平成 29 年　2 月　急性期病棟（50 床）を地域包括ケア病棟に転換
平成 30 年　6 月　平田地域の在宅医療の推進に向けた意見交換会
　　出雲保健所、医療介護連携課、総合医療センター
　　7 月　在宅医療推進委員会の設置（当センター内）
　　8 月　近隣開業医との意見交換
平成 31 年　1 月　総合医療センターにおける今後の取組方針を決定
　　開業医（出雲医師会平田ブロック）との意見交換
　　2 月　出雲市在宅医療・介護連携推進連絡会議での意見交換

※上記以外に院内研修や病院視察（雲南市立病院、大田市立病院、斐川生協病院）を実施

３．今後の取組について

⑴ 在宅療養支援病院の施設基準取得

在宅療養支援病院とは、患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、患者・家族の求めに応じ 24 時間往診が可能な体制を確保し、訪問看護ステーションと

の連携により 24 時間訪問看護の提供が可能な体制を確保することで、緊急時に在宅で療養を行なっている患者が直ちに入院できるなど、必要に応じた医療・看護を提供できる病院のことをいいます。地域包括ケアシステムにおける当センターの役割を在宅療養支援病院の機能と位置づけ、この施設基準の取得を目指し在宅医療に取組みます。

＜在宅療養支援病院の主な施設基準＞

① 許可病床数 200 床未満の病院
② 24 時間連絡を受ける体制の確保
③ 24 時間の往診体制
④ 24 時間の訪問看護体制
⑤ 緊急時の入院体制
⑥ 在宅での見取り数を地方厚生局長へ定期的に報告

＜課題＞

① 24 時間体制の訪問診療（往診）、訪問看護に必要となる職員の確保
② 開業医や訪問看護ステーション等との連携、役割分担の調整
③ 在宅医療の提供に係る経験不足の解消

※ 在宅療養支援病院の施設基準取得のため、職員定数条例の改正を予定しています。

⑵ 当面の取組

上記の施設基準には、医師等の確保が必須であり、直ちに取得することは困難なため、当面は現在の職員体制で可能な範囲で在宅医療に取組みます。

ア 訪問診療

当センターに在籍する医師の中から訪問診療の担当医を選出し、週 1 回、半日で 2～3 件程度の訪問診療を試行的に行います。

担当医は入院診療や救急外来等の業務を併任することから、患者・家族からの求めに応ずる往診や看取りなどへの対応は困難であり、当面は診療の範囲を限定して行います。

イ 訪問看護

現在の看護職員の体制において、訪問看護の提供は困難なため、当面は看護師が在宅医療の現場を経験するなどの人材育成に取組みます。

訪問診療への看護師の同行、訪問看護ステーションでの出向研修や入院患者への退院前訪問指導等を行い、在宅医療への理解を深める取組を行います。

ウ 訪問リハビリテーション

当センターの回復期リハビリテーション病棟などを退院する患者に対して、退院直後の在宅生活への円滑な移行を支援するための訪問リハビリテーションを実施します。

なお、訪問リハビリテーションは介護保険法に基づくサービスであるため、設置目的を規定する「出雲市病院事業の設置等に関する条例」の改正を予定しています。